

市次世代育成支援行動計画における各事業の実施状況

本市では、子育て支援施策を総合的、計画的に推進していくために「市次世代育成支援行動計画」を策定しています。計画の進行管理については、関係者や市民で構成された「こども夢プラン推進委員会」で、毎年協議しています。(市ウェブサイトを参照ください) (子育て支援課)

事業名	事業内容	20年度の実績	21年度の目標
通常保育事業	保育に欠ける就学前児童を認可保育園で保育します	定員 1,870人 児童数 2,006人 (3月1日現在)	定員 1,870人
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育します	15カ所	15カ所
休日保育事業	日曜・祝日等に保育に欠ける児童を保育します	—	—
夜間保育事業	保護者の夜間就労等で、児童の保育に欠ける場合に保育します	—	—
放課後児童健全育成事業	保護者が昼間就労・疾病等により、留守家庭となる放課後児童の安全確保と集団生活の確立をめざす事業です	16カ所	16カ所
トワイライトステイ事業	家庭で児童の養育が困難になったとき、児童養護施設において、一時的に保護し生活指導や食事を提供します	—	—
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育施設型)	専用スペースで、病気回復期にある児童を一時的に保育します	1カ所	1カ所
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育派遣型)	病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者に代わって保育します	—	—
ショートステイ事業(子育て短期支援事業)	保護者の疾病等により、家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一時的に養育します	4カ所	4カ所
一時保育事業	就労や病気などの心理的・肉体的負担を解消するために一時的に保育します	4カ所	6カ所
特定保育事業	就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに対応し、保育をします	—	—
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と援助をしたい人(協会員)が、相互に助け合う子育て支援事業です	1カ所 依頼会員 131人 協会員 195人 両方会員 62人	1カ所
地域子育て支援拠点事業(センター型) (旧)地域子育て支援センター事業	地域の子育て家庭に、集う「場」を提供し、年齢別の教室、講座等を開催し、楽しい子育ての輪を支援します	3カ所	7カ所
地域子育て支援拠点事業(ひろば型) (旧)つどいの広場事業	身近な地域で子育て中の親子が集い、相談、交流などができる親子の交流の場を提供します	3カ所	3カ所

教えて！消費生活Q&A

Q：最近、自宅に業者が訪問し、環境にやさしい給湯器を勧められました。今なら、国からの補助金もあり、現在の電気代やガス代と比較し、光熱費が安くなると説明され、総額90万円の給湯器の契約をしました。その後、家族から、今使っている機器に不具合がないのに急ぐ必要はないと反対されました。クーリングオフできますか？

A：最近、環境問題への関心が高まっており、同様の相談が入っています。

当事例は、契約日から8日以内のクーリングオフ期間内であり、ハガキでの申し出方法を助言し、解決されました。

省エネ型給湯器には、エコキュート(ヒートポンプ方式省エネ型電気給湯器)やエコジョーズ(ガスエネルギーを効率よく熱エネルギーに交換する省エネ型ガス給湯器)やエコウィル(ガスでエンジンを回転させ、発電しながら廃熱を利用する省エネ型ガス給湯器)などがあります。

たしかに、国の補助金制度がありますが、金額は年度により異なり予算枠にも限度があります。費用はいずれの給湯器もかなり高額です。

契約に際しては

- ①有利な条件でも即決はしない。
 - ②複数業者から見積りを取り、光熱費などの試算結果を事前にもらっておく。
 - ③助成金の内容を自分で確認しておく。
- などが大切で、自分の生活にあったタイプかどうかなど慎重に考えましょう！

消費生活相談

毎週月・金曜日 午前10時～午後3時
(要電話予約 産業振興課 内線 2780)

住宅手当緊急特別措置事業について

1. 概要

離職者に対する総合支援の一環として、収入・資産・就職活動などの一定の支給要件を満たす2年以内の離職した人で、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、住宅手当を支給します。

2. 実施時期 平成21年10月

3. 支給対象 2年以内に離職した人で、就労能力と就労意欲があり、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人

4. 支給要件 (すべて該当する人が対象)

①収入要件 原則収入なし。ただし一時的な収入が、単身世帯は8.4万円 複数世帯は、収入の合計が17.2万円以下であること。

(失業給付、児童扶養手当等も合算となります)

②資産要件

預貯金が単身世帯約50万円、複数世帯約100万円を超えないこと。

③就職活動要件

常用就職の意欲があり、それに向けた就職活動を行うこと。

※支給期間中、ハローワーク等への求職活動、羽曳野市福祉総務課の就労支援員と面接、報告などを行う必要があります。

5. 支給期間 6カ月間(申請月の翌月より支給)

6. 支給額 生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠

- ・単身世帯 42,000円
- ・複数世帯(2～6人) 55,000円
- ・" (7人以上) 66,000円

7. 問い合わせ・相談

福祉総務課 内線 1120・1121

【※敷金などは対象外となります。】

※敷金などが必要なときは、生活福祉資金等の借入申込ができる場合があります。(借入申込先：社会福祉協議会)

